

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年7月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200610 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300012 号

第1 結論

平成7年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年4月から同年6月まで

私が就職前(大学生時代)の国民年金は、A市に住んでいた私に代わりB市にある実家の母親が加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。成人後の*か月分は納付済なのに請求期間の3か月分の国民年金の納付記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は3か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料に未納はない。

また、請求者は、請求者の母親が国民年金の加入手続きをして請求者の国民年金保険料を納付してくれたと陳述しているところ、i) 請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及びオンライン記録の国民年金被保険者資格取得処理年月日から、平成5年*月頃にB市において払い出されたものであると推認でき、この頃に、国民年金の加入手続きが行われたものと考えられること、ii) A市の回答及び提出された資料の記載内容から、請求期間において同市で国民年金の被保険者として把握されていたことが確認できること、iii) 請求者の母親は、国民年金の振込用紙が送られてきて、現金書留で保険料を送った旨陳述しているところ、A市は、現年度保険料について、現金書留に現金と納付書を同封して市役所に送付することにより納付することも可能であった旨回答していることから、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300016号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300011号

第1 結論

昭和60年*月から同年*月までの請求期間及び同年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年*月から同年*月まで
② 昭和60年*月から昭和61年3月まで

請求期間①について、会社を退職した直後の昭和60年*月頃に、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、対応した職員からその場で国民年金保険料を納めるよう言われたため、請求期間①に係る保険料を現金で納付した。

また、請求期間②は、当時は納付書が送付されなかったため国民年金保険料を納めていなかったが、数年後(平成元年頃から平成3年頃までの間)に納付書が届いたため、A市役所B出張所で1年分を一括で納付した。

請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和60年*月頃に自身がA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、その際当該期間に係る国民年金保険料を現金で納付した旨主張しているが、オンライン記録により確認できる請求者の昭和60年*月*日付けの国民年金の資格取得に係る処理年月日及び請求者の前後の国民年金手帳記号番号を持つ者の資格取得に係る処理年月日から、請求者は昭和61年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

したがって、前述の昭和61年7月時点においては、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料を過年度保険料として納付することは可能であったが、A市は、市役所の出張所における保険料収納業務は現年度保険料のみ取り扱っており、過年度保険料は市の納付書で納付することはできず、社会保険事務所(当時)で発行する納付書により金融機関又は社会保険事務所へ納付するよう案内していた旨回答しており、当時の取扱いでは、過年度保険料となる請求期間①に係る保険料を請求者が主張する市役所の出張所で納付することはできない。

2 請求期間②について、請求者は、平成元年頃から平成3年頃までの間に請求期間②に係る国民年金保険料の納付書が届いたため、A市役所B出張所で1年分の保険料を一括で納付した旨主張しているが、請求者が納付を主張する時期においては、請求期間②に係る保険料は納期限から2年を経過しており、請求期間②当時の国民年金法第91条及び同法第102条第3項の規定により、当該期間に係る保険料の徴収権は時効により消滅しているため、納付することはできない。

また、A市の広報誌にも国民年金保険料は納期限から2年を経過すると時効により納めることができなくなる旨の記載があるほか、前述のとおり過年度保険料を市役所の出張所で納付することはできない。

なお、オンライン記録において、請求者が納付を主張する時期に請求者に対し過年度保険料に係る納付書が発行された記録は確認できない。

3 そのほか、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。